



## 「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県情報公開条例には、「権利の濫用」に該当するものを含む「不適法な公開請求」は拒否できると規定されています。近年、この「権利の濫用」に該当するおそれのある請求が見受けられる状況を踏まえ、制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準（案）」を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、よりよい運用基準にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和8年3月19日（木）～ 令和8年4月20日（月）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームより、その他の場合は別紙により提出してください。）

#### ①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



#### ②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

#### ③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

#### ④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 情報公開個人情報担当

電話：088-621-2024 FAX：088-621-2862

メールアドレス：jouhoukoukai@mail.pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



**Q1 「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準（案）」って  
どんな基準？**

公文書公開制度を適正かつ円滑に運用するため、条例に規定がある不適法な公開請求に該当する「権利の濫用」の認定基準と実施機関における取扱いを明確にしたものです。

取りまとめに当たっては、裁判例や国の解釈基準、他自治体の事例を参考にするとともに、学識経験者の専門的な意見を反映しています。



**Q2 どんな意見を出せばいいのですか？**

「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準（案）」をご一読いただき、修正や新たな記述が必要と思われる事項など、具体的なお意見、ご提案をお寄せください。



**Q3 提出した意見はどうなるのですか？**

お寄せいただいたご意見は、運用基準の策定の参考にさせていただき、可能なものについては反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、個人情報（住所、氏名等）は一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。